

昭和 6 2 年 1 1 月 1 4 日

通商産業検査所
商品テスト部長 殿

通商産業省産業政策局
消費者用製品指導室長

乗車用ヘルメットの製造年月の表示等について

上記については、日本安全帽工業会及び製品安全協会に対して別添のとおり協力の依頼及び実施方を指示したところですが、貴所におかれましても消費生活用製品安全法業務を実施する上で、この措置が円滑に実施されるよう関係業者に対してご指導いただきたくお願いいたします。

昭和62年11月6日

日本安全帽工業会
理事長名 殿

通商産業省産業政策局
消費者用製品指導室長名

乗車用ヘルメットの製造年月の表示等について

乗用車ヘルメットについては、一般消費者に対する危害の発生を防止するため、消費生活用製品安全法に基づく「特定製品」に指定し、その安全基準を判定するとともに、製品安全協会においても、認定（安全）基準と損害賠償を内容とするSGマーク制度を設けるなど安全性の確保を図っているところであります。

最近、消費者等から乗用車ヘルメットの製造年月の表示が曖昧でわかりにくい、また、消費者が乗用車ヘルメットの改造を行う事例もあり危険である等の意見が寄せられ、更に、本年6月4日の参議院決算委員会においても本件につき質疑が行われ、製造年月の表示及び取扱説明書の添付等につき適切な対応を求められているところであります。

貴工業会におかれましては、上記経緯を踏まえ、乗車用ヘルメットの安全性確保の観点から、下記事項につき対応策を検討されてきておりますが、その実行策について、至急御報告下さるようお願い申し上げます。

記

1. 製造年月の表示の明確化
2. 乗用者ヘルメットの改造防止のための啓発
3. 取扱説明書の追加
4. その他

昭和 6 2 年 1 1 月 1 0 日

製品安全協会
専務理事名

殿

通商産業省産業政策局
消費者用製品指導室長名

乗用車ヘルメットの製造年月の表示等について

乗用車ヘルメットについては、一般消費者に対する危害の発生を防止するため、消費生活用製品安全法に基づく「特定製品」に指定し、その安全基準を制定するとともに、貴協会におかれても、認定（安全）基準と損害賠償を内容とするSGマーク制度を設けるなど安全性の確保を図ってきているところであります。

最近、消費者等から乗用車ヘルメットの製造年月の表示が曖昧でわかりにくい、また、消費者が乗用車ヘルメットの改造を行う事例もあり危険である等の意見が寄せられ、本年6月4日の参議院決算委員会においても本件につき質疑が行われ、製造年月の表示及び取扱説明書の添付等につき適切な対応を求められているところであります。

上記経緯を踏まえ乗用車ヘルメットのメーカー団体である日本安全帽工業会に対して、乗用車ヘルメットの製造年月の表示方法等の適正化につき対応策の検討方とその実施を要望していたところ、今回別添のとおり同工業会から製造年月の表示等の適正化につき報告を得たところであります。これらの措置は消費者に対する安全性の確保の観点から、同工業会会員以外の製造業者及び輸入業者におかれても実施される必要があります。

したがいまして、お手数ながら貴協会において下記事項につき乗用車ヘルメットの関係者への協力方周知されるとともに適切な製造年月の表示等が円滑に実施されるようお願いいたします。

記

1. 日本安全帽工業会会員以外の表示事業者に対し、同工業会会員と同様の措置を講ずるよう周知すること。
2. 貴協会の指定検査機関に対し、適切な製造年月の表示等が行われているか否かの確認を行うこと。

適切な製造年月の表示等が行われていない場合は必要な協力を求めるとともに、貴協会にその旨報告すること。